

# 都市計画提案制度について

## ○提案できる都市計画は？

長崎県が定める都市計画のすべてにおいて提案できます。

(ただし、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発方針等」は除く)

(市町が定める都市計画は市町へ提案できます)

## ○誰が提案できるのか？

都市計画提案は以下の個人や団体等が行うことができます。

- ①提案区域内の地権者又は借地権者
- ②まちづくりNPO法人
- ③営利を目的としない公益法人
- ④独立行政法人都市再生機構
- ⑤地方住宅供給公社
- ⑥まちづくりの推進に関し経験と知識を有し一定の開発事業の実績を有する等の要件を満たす団体

## ○提案ができる要件は？

都市計画提案ができる区域の要件は、以下のとおりです。

- ①提案の区域が0.5ha以上の一団の土地の区域であること。
- ②提案の区域内の地権者等の3分の2以上の同意が得られていること。
- ③提案内容が都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

## ○提案に必要な書類とは？

長崎県都市計画提案制度手続要綱に示してある書類を作成してください。

- ①都市計画提案書
- ②都市計画の素案
- ③同意を得たことを証する書類
- ④周辺環境等への影響等について配慮検討した内容を示す書類
- ⑤提案する資格を有することを証明する書類
- ⑥その他知事が必要と認める書類

## ○問合せ先

都市計画提案制度に関するご相談は、こちらへお問い合わせください。

長崎県土木部都市政策課

電話：095-894-3033

fax：095-894-3462

e-mail：toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp

